平成２２年（フ）第５３５号
広島県山県郡安芸太田町大字穴938番地１
債務者　瀬戸　孝義
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
４　破産債権の届出期間　平成22年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４号
兵庫県相生市佐方１丁目７番22号
債務者　田中　辰弥
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
４　破産債権の届出期間　平成22年６月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２０号
兵庫県姫路市町田139―１―２、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町山之内乙430番地８
債務者　浜谷商店こと　濱谷　良紀
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　省吾
４　破産債権の届出期間　平成22年６月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１００号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目222番地42、旧住所鳥取県鳥取市美萩野４丁目424番地31
債務者　福井美樹子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　富人
４　破産債権の届出期間　平成22年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４号
岩手県釜石市唐丹町字上荒川194番地７
債務者　久保　直人
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀山　　元
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２号
山形県上山市矢来４丁目11番43―33号
債務者　江波　義夫
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇野　和娘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１２号
福島市上鳥渡字しのぶ台61番地の５
債務者　小林　達哉
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
栃木県小山市大字犬塚1012番地11　グリーンハイツM103号室
債務者　秋葉　昇一
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鹿村　庸平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後４時
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３０１号
大阪府泉佐野市葵町２丁目３番３号、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月南３丁目９番28号
債務者　山本　唯史
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目25番３号、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町淡輪1006番地
債務者　坂原　省五
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
神戸市北区鈴蘭台南町４丁目２番30―403号、従前の住所神戸市北区泉台３丁目39番地の５304号
債務者　大野　修一
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　弘毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８４号
神戸市東灘区青木３―１―33―501、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町下山口１丁目13番12号
債務者　平田　孝義
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　都竹　順一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田55番地、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字青木106番地16
債務者　大江　みか
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２６０号
熊本県天草市牛深町3473番地11
債務者　山﨑　重信
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三藤　省三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５０２号
京都市左京区二条通川端東入大菊町98番地12
債務者　山本　衣子
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩永　達也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係